

## 科学研究費助成事業の各種手続における 新型コロナウイルス感染症関連FAQ

※このFAQは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで研究者や事務担当者から問い合わせのあった質問などについて回答をまとめて掲載しているものです。

### 1. 研究計画の変更関係

【Q1-1】 今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当初の研究計画にはなかったコロナウイルスに関する研究を実施したいと考えているが可能でしょうか？

【A1-1】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、日本学術振興会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。従って、当初の計画では新型コロナウイルスを研究の対象として想定していなかったとしても、研究目的の範囲内であれば、研究者自身の判断に基づき研究対象として取り扱うことは可能です。

【Q1-2】 旅費の支給の対象について制限はありますか？新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、科研費での出張がキャンセルになった場合、キャンセル料は支出できるのでしょうか。また、海外出張に伴うPCR検査の費用を支出できるのでしょうか。

【A1-2】 科研費については、当該研究課題の研究遂行に直接必要なものであれば支給の対象について制限はありません。例えば、以下のようなものへの支出も可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。

- ・ 大学院生が行う出張
- ・ 海外出張等に係る見積書の作成経費
- ・ 出張が中止となった場合のキャンセル料
- ・ 海外出張の際の支度料

【Q1-3】 「国際共同研究強化（B）」において、海外の研究機関等での研究が新型コロナウイルス感染拡大の影響で補助事業期間中に実施できなかった場合、どのような手続きが必要ですか？

【A1-3】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会へ事前の申請などを行うことなく、進捗状況に応じて研究計画を変更することができます。

ただし、海外の研究機関等に直接出向いて実施する研究活動が中核をなす研究計画を対象としていますので、補助事業期間中には海外の研究機関等において研究を実施する必要がある

ります。

補助事業期間延長等の制度を活用してもなお、補助事業期間終了までに海外の研究機関等における研究が実施できない場合には、別途手続が必要となる場合がありますので、実施できないことが見込まれる際には早めに日本学術振興会にご相談ください。

**【Q1-4】** 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に伴い、所属研究機関から全職員に対し原則として出勤を停止することが命じられました。この取扱いを受け、既に科研費で雇用され研究支援業務に従事していた者の勤務が困難となってしまいました。この場合、業務に従事できない部分の給与を科研費から支払うことは可能ですか？

**【A1-4】** 科研費は、研究者の自由な発想に基づく研究（学術研究）を支援する研究費であり、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費については、幅広く使用することができる取扱いとしています。

このため、補助事業である研究課題の遂行に必要であれば、研究代表者及び研究分担者の支援業務に従事する者の雇用経費を科研費から支出することが可能です。一方、当該研究協力者の雇用契約は各研究機関が行う必要があり、被雇用者となる者の給与や休暇の取扱い等労務管理に必要な事項は、各研究機関のルールに従って取り扱われることとなります。

今回お問い合わせのあった、既に科研費で雇用が開始されていた者が、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により所属研究機関から出勤を停止することが命じられた場合、業務に従事していない日時の給与も支給することが研究機関のルール及び雇用契約上、予め定められていれば、雇用経費として科研費から支出することは可能（減額して支給することがルールであればそれに従い対応することが可能）です。

ただし、研究機関が出勤を停止するよう命じている状況であるにもかかわらず新たに雇用を開始するなど、休業中の賃金支払いを前提とした雇用が行われるようなことはあってはなりません。支出に当たっては、雇用者である研究機関と、ルールや契約内容等を十分確認するとともに、当該支出の研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるようにしてください。

**【Q1-5】** 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実質的な研究活動ができておりませんが、研究設備や試料等を維持するために現在借りているラボ等を継続して賃借する必要があります。その間の借料を科研費から支出できるのでしょうか。

**【A1-5】** 科研費の研究を実施するために借りているラボ等について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実質的な研究活動ができていない場合であっても、研究活動を継続するためにラボ等を維持する必要がある場合には、その間の借料を科研費から支出することは可能です。

支出に当たっては、各研究機関におけるルールや契約内容等を十分に確認するとともに、当該支出の研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるようにして

ください。

## 2. その他

【Q2-1】 新型コロナウイルスにより研究課題の継続が困難となったことをもって、補助事業を廃止することはできるのでしょうか。また、キャンセル料等の確定には3~5か月程かかる見込みですが、補助事業廃止承認申請書の作成は金額確定後で良いのでしょうか。

【A2-1】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既の実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。そのため、研究計画を柔軟に変更することも可能ですが、やむを得ず廃止する場合の理由は、実態に応じたものとしてください。また、補助事業廃止承認申請書は、金額が確定した後にご提出ください。

【Q2-2】 令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」(いわゆる「G o T o キャンペーン事業」)のうち「G o T o トラベル事業」(以下「本事業」という。)を科研費の研究計画遂行上必要な出張に利用することについて、どのように考えればいいでしょうか。

【A2-2】 独立行政法人日本学術振興会では、本事業の利用について、以下の文部科学省からの通知にあるとおり、その趣旨に則り適切に対応するよう求められています。

科学研究費助成事業は国民から徴収された税金等を財源として運営していることから、以下の通知の趣旨を踏まえ対応することが望ましいと考えます。

については、科研費の研究計画遂行上必要な出張に本事業を利用することは控えてください。

なお、都道府県が実施する「地域観光事業支援」(「県民割」や「ブロック割」)等についても、同理由により利用することは控えてください。

---

【参考：文部科学省から日本学術振興会に通知された内容】

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について (通知)

略

○ 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定していません。

令和4年9月9日

○ 従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により旅費等の支給を受ける旅行においては、本事業の利用を控えるよう、貴職管下の関係職員に周知願います(本事業を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されます。)

○ また、貴職所管の独立行政法人等におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知願います。

-----